

## 41 戦後沖縄の保健・医療行政(その一)

— アメリカ統治下の保健・医療システム —

杉山 章子

日本福祉大学

戦後、沖縄と本土の保健・医療行政は、米軍の日本に対する占領統治の大枠の中で、形態は異なるが連関をもちつつ展開されてきた。復帰にあたって、沖縄には本土の法制度が適用されることになったが、現実の保健・医療行政には、地上戦による生活破壊や長期間の占領を乗り越えて沖縄が培ってきた独自の方法が活かされている。

治療だけでなく、予防に目をむけた健康増進が時代の要請となっている現在、長寿県沖縄を支えてきた優れた保健・医療活動は広く注目されている。本報告では、沖縄の独自性と本土との関係における重要性に着目し、戦後沖縄の保健・医療行政の検討を試みる。その端緒として、今回は、アメリカ統治下の保健・医療

システムを取り上げる。

戦後アメリカは、本土と沖縄を、ひとつの枠組みの中で別々に統治した。本土は、連合国のうち一三カ国(当初一カ国)で構成される極東委員会が作成する政策に基づいて、連合国最高司令官が管理した。政策決定の実権はアメリカが握っていたものの、ワシントンの極東委員会で決定された政策がアメリカ政府を通じて連合国最高司令官に伝達されるという形態をとった。一方、沖縄県については、極東委員会の関与なしにアメリカ政府が直接占領管理した。

沖縄では、本土で採用された間接統治方式(連合国最高司令官の指令を受けた日本政府が、法律などの形式になおして都道府県庁に伝える方式)ではなく、アメリカ軍による軍政が開始される。一九五〇年に、琉球列島米国民政府が発足し、統治機関は軍政府から民政政府へと移行した。見逃せないのは、当時、冷戦の激化や朝鮮戦争の勃発によって、沖縄の軍事的重要性が増大していた事実である。軍政から民政への移管は、アメリカによる沖縄の長期的統治への第一歩という側

面をもっていた。

一九五一年に、サンフランシスコで講和条約が締結され、翌五二年の条約発効とともに本土占領は終結したが、奄美諸島を含む琉球列島はアメリカ占領下に置き去りにされた。

一九五二年には琉球政府が発足し、統治は次第に間接的な形態をとるようになる。しかし、琉球政府には米国民政府の補助機関の機能しか許されず、通貨は米ドル、交通規則もアメリカ式の右側通行とされた。

一九七二年に本土復帰するまで米軍占領統治が続いた沖縄では、保健・医療行政も本土と異なる制度のもとで展開された。

本報告では、敗戦から復帰までの期間を

①一九四五～一九五〇年まで（軍政府による統治期間）

②一九五〇～一九五七年まで（米国民政府・民政長官による統治期間）

③一九五七～一九七二年まで（米国民政府・高等弁務官による統治期間）

と三期に分け、米軍と沖縄の行政府（機関）の関係に着目しながら、政策の決定と実施の流れを検討する。

GHQ/SCAP（連合国総司令部・最高司令官）文書、USCAR（琉球列島米国民政府）文書、などアメリカ側の文書、および沖縄県公文書館所蔵の琉球政府文書など日本側の文書、さらに関係者による記録や論文にも目配りしながら占領下の沖縄の保健・医療システムの骨格を明らかにしたい。

占領期沖縄の保健・医療に関する考察を深め、アメリカによる日本統治の全体像を捉えることができれば、現行の日本の保健・医療システムが形成された戦後初期の実像は一層明らかになると思われる。

今回の作業を基礎として、今後、沖縄で展開された保健・医療活動の実態解明を進めるつもりである。